

三重県景観計画に基づく公共事業等に係る通知取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の機関又は地方公共団体（関係政令の規定により国の機関又は地方公共団体とみなされるものを含む。）が三重県景観計画の区域内において実施する公共事業又は公共施設の整備（以下「公共事業等」という。）について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、三重県景観づくり条例（平成19年三重県条例第66号）及び三重県景観規則（平成19年三重県規則第68号。以下「規則」という。）の規定並びに三重県景観計画（平成19年三重県告示第833号。以下「景観計画」という。）に基づき、法第16条第5項後段及び第6項の規定に基づく行為の通知等について必要な事項を定め、事業に係る景観配慮のための調整を計画策定等の段階から行うことにより、良好な景観の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観配慮 地域の景観特性に配慮した良好な景観の保全、整備又は創出に資する工法の採用又は施設の整備等をいう。
- (2) 対象事業 国の機関又は地方公共団体を実施する公共事業等のうち、法第16条第5項後段の規定により知事への通知が必要なものをいう。

(行為の通知)

第3条 国の機関又は地方公共団体は、対象事業を実施しようとするときは、景観配慮について検討のうえ、あらかじめ、規則第9条に規定する景観計画区域内における行為の通知書に必要な図書を添付し、三重県知事（県土整備部都市政策課）に通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした者は、対象事業の位置、区域、規模、施工方法その他の計画を変更しようとするときは、景観計画区域内における行為の変更通知書（様式第1号）に必要な図書を添付し、三重県知事（県土整備部都市政策課）に通知するものとする。

(審査結果の通知)

第4条 三重県知事（県土整備部都市政策課）は、前条の規定による通知があった場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し協議を求めるものとし、その旨を審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。協議が必要ないと認める場合も同様とする。

(景観配慮についての措置の協議)

第5条 前条の規定により協議を求められた者は、景観配慮について三重県知事（県土整備部都市政策課）と協議するものとする。

2 前項の規定により協議をした国の機関又は地方公共団体は、協議に基づきとる措置等について、協議事項措置報告書（様式第3号）により、三重県知事（県土整備部都市政策課）に報告するものとする。

(通知を要しない行為)

第6条 規則第7条第2項の規定により別に定める通知を要しない行為は、次に掲げる事業とする。

- (1) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する事業
- (2) 三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第2条第2項に規定する

事業

- (3) 三重県環境調整システム推進要綱（平成 10 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 3 号に規定する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、別の法律、条例その他の規程に基づく評価等により、三重景観計画（熊野川流域においては熊野川流域景観計画）の景観形成基準に適合する景観配慮が図られると認められる事業
- (5) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 87 条、第 88 条第 2 項又は第 97 条に規定する事業
- (6) 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）であって、行為に伴い生じる法面の面積（擁壁部分を含む水平投影面積）の合計が 3,000 ㎡以下の事業（行為に伴い生ずる擁壁又は法面が高さ 5m を超えかつ長さ 10 m を超えるものを除く。）
ただし、熊野川流域景観計画に基づく対象事業については、適用しないものとする。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、行為の通知等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（通知を要しない行為に関する経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に詳細設計（実施設計）を完了している事業については、規則第 7 条第 2 項の規定により別に定める通知を要しない行為とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（熊野川流域景観計画に基づく対象事業の通知を要しない行為に関する経過措置）

- 2 熊野川流域景観計画に基づく対象事業において、この要綱の施行の際現に詳細設計（実施設計）を完了している事業については、規則第 7 条第 2 項の規定により別に定める通知を要しない行為とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 7 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の変更通知書

文書番号（〇〇第 号）
年 月 日

三重県知事 あて

通知者 住 所
名 称
職 氏 名

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 景観計画区域内における行為の通知書の文書番号、日付及び行為の目的（対象事業の名称）
2 行為の場所
3 設計又は施工方法の変更の概要
〔変更前〕
〔変更後〕
4 変更理由

※ 設計又は施工方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

事務担当
連絡先

（規格 A4）

様式第2号（第4条関係）

審査結果通知書

文書番号（〇〇第 号）
年 月 日

通知者（国の機関又は地方公共団体） 様

三重県知事

年 月 日付け〇〇第 号で景観法第16条第5項の規定に基づき通知の
あった行為について、審査した結果は次のとおりでしたので通知します。

行為の目的 (対象事業の名称)	
協議事項	
備考	

事務担当
連絡先

(規格 A4)

様式第3号（第5条関係）

協議事項措置報告書

文書番号（〇〇第 号）
年 月 日

三重県知事 へ

通知者 住 所
名 称
職 氏 名

年 月 日付け〇〇第 号で景観法第16条第6項の規定により協議の
あったことについて、協議に基づきとる措置を次のとおり報告します。

行 為 の 目 的 (対 象 事 業 の 名 称)	
協 議 事 項	措 置 内 容

事務担当
連絡先

(規格 A4)